

小平市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（案）の制定について

## 1 内容

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めます。

### (1) 構成

①総則（第1条、第2条関係）

②基本方針（第3条関係）

③人員に関する基準（第4条、第5条関係）

【規定内容】：従業者の配置の基準、管理者の設置

④運営に関する基準（第6条―第30条関係）

【規定内容】：利用申込者又はその家族に対する重要事項の内容及び手続の説明及び同意、運営規程の整備、設備及び備品等、秘密保持、事故発生時の対応、記録の整備など

⑤介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条―第33条関係）

【規定内容】：指定介護予防支援の基本取扱方針、具体的取扱方針など

⑥基準該当介護予防支援に関する基準（第34条関係）

⑦雑則（第35条関係）

### (2) 条例制定に当たっての基準

条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準によることとされていますが、それぞれの基準については、次のいずれかに定められています。

#### <基準の分類>

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の内容を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、本条例に係る国の基準には、「標準」に分類される項目はなく、次のとおりとなっています。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人員に関する基準（従業者及び管理者の配置）</li> <li>○運営規程の概要その他サービス内容及び手続の説明及び同意</li> <li>○サービス提供拒否の禁止</li> <li>○秘密保持</li> <li>○事故発生時の対応</li> </ul>
参酌すべき基準	運営規程、設備及び備品等、記録の整備など、上記以外の項目

### (3) 厚生労働省令と異なる基準について

サービス提供の記録に関する書類などについて、厚生労働省令において、介護予防支援事業所が保存すべき年限を2年と定めているところを、従業者に関する記録及びサービス提供の記録等の保存年限を5年とします。（「参酌すべき基準」に該当）

（理由）

過誤請求によって過払いとなった介護給付費は公法上の債権に該当するため、返還請求権は地方自治法第236条の規定により5年となっています。

よって、保険給付の適正化のため、「従業者に関する記録」、「介護予防サービス計画等サービス提供に関する各種記録」について、書類の保存年限を5年とすることが必要と考えられること。

また、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所についても、同様にこれらの書類の保存年限について5年と小平市の条例で規定しているため、その整合性を図る必要があること。以上のことを踏まえ、独自に基準を定めることとします。

※ 上記以外の基準については、国の基準が妥当と考えられるため、当該内容を条例で規定しています。

### (4) 規則への委任

従業者の配置の基準、重要事項を記した文書の交付の電磁的方法の詳細について、規則に委任します。

## 2 施行期日

平成27年4月1日